宮崎県空き家関連支援施策一覧表

＊＊＊　令和5年度　＊＊＊

令和5年7月 現在

宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
宮崎市	住居支援	空き家	空き家バンク （建築住宅課）	住まいの情報として専用サイトを設置し、本市の空き家物件の情報を提供する。また登録物件の取引を希望する場合に、委託団体を通じて不動産事業者を紹介する。	建築住宅課	―	0985-21-1804
都城市	住居支援	空き家	空き家情報バンク	市への移住を希望する人等向けに、空き家の売却や賃貸の情報をホームページにて紹介。	人口減少対策課	空き家相談センター	0986-23-8067
			宅地建物取引業協同組合と連携した物件情報の提供	都城宅地建物取引業協同組合と協定書を締結し、上記バンク以外の同組合が管理する物件についても、移住希望者の希望に応じた物件情報の提供を実施。	人口減少対策課	空き家相談センター	0986-23-8067
延岡市	住居支援	住宅補助	移住・子育て住まい支援事業	以下の①と②の世帯向けに住宅取得費用の一部を補助する ①移住世帯向け 【対象者】 市外からの移住で1年以内に住宅を取得した世帯 【基準額】 新築物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ80万円上限 中古物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ50万円上限 ②子育て世帯向け 【対象者】 18歳以下の子どもが同居する世帯 【基準額】 中古物件を取得⇒住宅取得費の1/10かつ20万円上限 ①又は②の基礎額と下記加算額の合計金額を補助する 【加算額】 （1）18歳以下の子どもが同居する場合は、1人につき10万円加算（基礎額との合計が100万円上限） （2） 空家バンク登録物件購入者を対象として、上記基礎額及び加算額に上乗せ加算 ・空家バンク登録物件は20万円加算 ・都市計画区域外の高齢化区域内の空家バンク登録物件購入は10万円加算 ・都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンク登録物件の仲介手数料の10/10かつ5万円上限 ・都市計画区域外の高齢化区域内にある空家バンク登録物件の家財処分費の10/10 かつ10万円上限 ※上記の条件にすべて該当する場合145万円上限	建築指導課	空家施策推進係	0982-20-7170
			延岡市住み替え住宅バンク	宅建協同組合等と連携して市内の空き家物件を登録・紹介しているサイト。 登録された空き家に附属する農地について、農地面積の取得要件の緩和あり。	建築指導課	空家施策推進係	0982-20-7170
日南市	住居支援	空き家など情報バンク	日南市空き家・ 空き地情報バンク	【市外居住者可】 市内の空き家等を市のホームページ（宮崎日南移住ナビ）に掲載し、利用希望者に紹介する制度	未来創生課	人口問題対策係	0987-31-1128
		専門相談員	空き家カウンセラー	空き家の利活用に関する総合相談窓口を設置し、移住者等に向けた住まいの情報提供や利活用できそうな空き家の情報収集及び空き家バンクへの登録、空き家の利活用に関する住民向けセミナー等を行います。	未来創生課	人口問題対策係	0987-31-1128

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
小林市	住居支援	空き家	空き家等情報バンク制度	市内にある空き家・空き地の情報提供	地方創生課	戦略推進G	0984-23-1148
			空き家バンク活動事業補助	市の空き家バンクに登録された物件で、賃貸の契約が締結された場合に、空き家の改修等に対して補助金を交付（上限50万円）	地方創生課	戦略推進G	0984-23-1148
			住宅等リフォーム促進事業	市内在住の方が地元業者を使ってリフォーム工事を行う際に費用の一部を補助。（上限15万円）	商工観光課	商工G	0984-23-1174
日向市	住居支援	住宅	日向市空き家等情報バンク	市外からの移住希望者に対し、住まいの情報として、本市の空き家物件を情報提供。	建築住宅課	空家対策推進室	0982-66-1032
			日向市空き家利活用 促進事業	本市の空き家等情報バンクに登録されている物件について、移住者と賃貸又は売買契約される場合、空き家の改修や家財道具の処分等の費用の一部を補助。 （改修：上限80万円、家財道具の処分等：上限10万円） ※空き家の所有者、これから日向市へ移住しようとする方、または移住後1年未満の方 ※家財道具の処分等については、空き家バンク登録見込みが確実な段階から所有者に対して補助可能。	建築住宅課	空家対策推進室	0982-66-1032
串間市	住居支援	空き家 バンク	串間市空き家情報バンク 制度	空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者に対し、情報を提供する。	総合政策課	地域振興係	0987-55-1153
西都市	住居支援	空き家など 情報バンク	空き家等情報バンク制度	市内にある空き家・空き地を活用していくため、また、UJIターンで定住を希望される方へ空き家・空き地の情報を提供。	商工観光課	移住・ 定住支援 センター	080-6470-4065
		住宅取得等 助成金	西都市子育て世代移住促進 住宅取得助成金	子育て世代の移住促進を図るため、西都市内に住宅を新築または購入する転入者に対し、助成金を交付。 【助成対象者】 〇本人又はその配偶者が転入者であること 〇本人もしくはその配偶者が40歳未満であること、又は中学生以下の子どもを養育し、同居していること 〇西都市への転入予定者で、申請日から直近３年間西都市に住所を有していないこと。すでに転入している場合は、転入前の３年間西都市に住所を有しておらず、かつ申請日において転入後３年以内であること 【その他の要件】 〇申請日が、工事着工後から完成前であること（購入する場合は、売買契約締結後から引渡し前であること） 〇世帯全員が西都市税の滞納がないこと（交付申請時に西都市税完納証明書の提出が必要） 〇自治会に加入すること（実績報告時に自治会加入証明書の提出が必要） 【助成金の額】 〇新築住宅　工事又は購入＋市内業者　200万円 〇新築住宅　工事又は購入＋市外業者　100万円	商工観光課	移住・ 定住支援 センター	080-6470-4065

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
えびの市	居住支援	空き家 バンク	空き家バンク事業	市内の空き家等の売却・賃貸を考えている所有者に、物件の登録をしていただき、その物件情報をインターネットを利用して紹介します。また、空き家等の購入・借入を希望し、空き家バンク利用者として登録した方と空き家所有者との連絡調整を行います。 ※交渉・契約についての仲介行為はできません。 【えびの市定住促進サイト】「来(き)ゃんせえびの」→http://www.ebikyan.jp/	企画課	定住対策係	0984-35-3713
			空き家バンク活動事業 補助金	空き家バンクに賃貸を目的として登録している家屋について、市外在住者又は市外からの転入後１年未満の者との賃貸借契約（３親等以内の親族関係による賃貸借契約を除く。）が締結される見込みがあり、市内業者を利用して改修、清掃、家財道具等の廃棄等を行う場合にその経費の一部を補助します。 【補助金額】経費の1/2（上限400,000円） ※家主の承諾を得ていれば、借主も申請できます。	企画課	定住対策係	0984-35-3713
			空き家賃貸借契約支援事業 補助金	空き家バンク登録者間で行う賃貸借契約（借主が市外からの転入の場合に限る）について、契約の安全上の確保のために市内の不動産業者に仲介を依頼した場合に、仲介手数料を補助します。 【補助金額】　仲介手数料相当額（上限50,000円）	企画課	定住対策係	0984-35-3713
三股町	住居支援	補助金制度	空き家等情報バンク 活用促進事業補助金	「三股町空き家等情報バンク」に登録している物件で、所有者と利用者との間に売買契約が締結され、利用者が３年以上定住する見込みのある物件に対して、空き家の給排水の改修や不要物の撤去費用を補助します。 対象経費の２分の１以内で上限40万円	企画商工課	企画政策係	0986-52-1114
高原町	住居支援	補助金制度	空き家等情報バンク 活用促進事業補助金	「高原町空き家等情報バンク」に登録している物件で、所有者と利用者との間に売買契約が締結され、利用者が３年以上定住する見込みのある物件に対して、空き家の給排水の改修や不要物の撤去費用を補助します。 上限30万円	産業創生課	たかはるPR係	0984-42-2128
国富町	住居支援	空き家 バンク	国富町空き家バンク	空き家バンクに登録することにより、空き家利活用希望者に対し、空き家等の情報を提供する。	企画政策課	企画政策係	0985-75-3126
			国富町空き家利活用支援	空き家バンクに登録した物件を購入又は賃借した者に対し、物件のハウスクリーニングや不要物撤去等に要する経費を一部助成する。また、空き家の除却に要する経費を一部助成する。	企画政策課	企画政策係	0985-75-3126
高鍋町	住宅支援	空き家 バンク	空き家バンクリフォーム等 補助金	空き家バンクに登録された物件の家財道具等撤去に要する費用の一部を補助する。 空き家バンクに登録された物件のうち、移住希望者が３年以上定住する見込みのある物件に対して、空き家のリフォームに要する費用の一部を補助。 【補助金額】 ・家財道具撤去等：費用の２分の１を補助（最大200,000円）。ただし、事業費が50,000円以上の事業に限る。 ・リフォーム：費用の２分の１を補助（最大400,000円～1,000,000円）。ただし、事業費が200,000円以上の事業に限る。※町内、町外施工業者等により上限の変動あり。	地域政策課	総合政策係	0983-26-2018

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
新富町	住居支援	空き家 バンク	新富町空き家バンク	町内にある空家等の情報を収集し、登録をすることにより空き家利活用希望者に対し、空家等の情報を提供する。	総合政策課	企画政策係	0983-33-6012
			新富町空き家バンク リフォーム等補助金	空き家バンクを介して契約が成立した物件について、リフォーム・家財道具等撤去費用を予算の範囲内において助成する。 町内業者を利用する場合：補助率1/2、上限100万 町外業者を利用する場合：補助率1/4、上限50万,家財道具等撤去： 補助率1/2, 上限20万	総合政策課	企画政策係	0983-33-6012
西米良村	住居支援	祝い金・ 補助金	空き家改修補助金	移住者が空き家バンク登録物件に居住する場合の改修経費について補助率1/2、最大で50万円を補助。 ※売買又は5年以上の賃貸契約を結んだ場合が対象	むら創生課	―	0983-36-1111
木城町	住宅	住居支援	空き家バンク	町内、町外者を対象に町内の空き家情報を提供。今年度（R4年度）よりVRを活用した内覧を開始。R4年9月より宮崎県宅地建物取引業協会と連携協定を締結。	まちづくり 推進課	企画調整係	0983-32-4727
		空き家活用	空き家流通促進事業補助金	【不動産登記等支援事業】 空き家の不動産登記、相続登記等にかかる経費の補助　上限20万円（補助率1/2） 【空き家家財道具等片付け支援事業】 空き家に残存する住宅家財道具等の処分費用の補助　上限10万円（補助率1/2） 【取引仲介手数料支援事業】 空き家の売買にあたり、仲介業者に支払った報酬の補助　上限10万円（補助率1/2） 【リフォーム・リノベーション支援事業】 空き家の機能を維持もしくは向上させるための修繕・模様替え・改修等の工事に要する経費の補助　上限100万円（補助率1/2） 【住宅等新築のための空き家解体支援事業】 空き家を解体（同一敷地内の構築物の撤去並びに立ち木等の伐採含む）した後の跡地に、新たに居住用の住宅又は事務所等を設置する場合にあたって、その解体に係る費用として事業者に支払う経費の補助　上限100万円（補助率1/2）	まちづくり 推進課	企画調整係	0983-32-4727
川南町	住居支援	空き家活用	空き住宅バンク	賃貸・売買ができる空き住宅の登録を行い、移住定住ポータルサイトなどを通じて、定住希望者に情報提供を行う。	まちづくり課	人口対策係	0983-27-8002
			空き住宅片付け、改修、利用家賃助成	空き住宅バンクに登録された物件の片付け、改修、利用家賃の助成を行う。 ①片付け：片付け費用額の1/2（上限10万円） ②改修：リフォーム費用の1/2（上限50万円） ③利用家賃：最大月額2万円×36ヶ月（町内事業所で働く方等の条件あり）	まちづくり課	人口対策係	0983-27-8002
都農町	住居支援	定住促進	住宅リフォーム奨励事業	本町に転入した日以前の１年間において本町に住民記録がなく、空き家バンクに登録されている空き家の所有者と売買又は賃貸借契約をする移住者で、転入後１年以内にリフォームを完了する場合に奨励金を交付。着工前に利用届出等の手続きが必要。 【奨励額】 ・町内業者で行ったリフォームの場合、対象経費の３分の１を乗じた額。上限100万円。 ・町外業者で行ったリフォームの場合、対象経費の６分の１を乗じた額。上限50万円。	建設課	建築住宅係	0983-25-5717

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
門川町	住居支援	空き家活用	空き家等情報バンク	町内、町外者に対し、町内にある空き家・空き地等の情報を提供する。	地域振興課	にぎわい創出係	0982-63-1140
			空き家利活用促進支援事業	空き家バンクに登録された住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善に限った改修 （補助率2/3、上限20万円）、家財道具の処分等の環境整備 （補助率2/3、上限10万円） ※不動産会社との媒介契約を結ぶ前に空き家バンクに登録された物件が対象で、空き家の持ち主、持ち主から改修等に関して承諾が得られている移住者（町内に住居を移して1年未満の者）等が申請可能。	地域振興課	にぎわい創出係	0982-63-1140
諸塚村	移住支援	移住者 向け住宅 支援	空家等情報バンク	村内にある空家等の情報の収集・登録を行い、空き家活用を希望する移住希望者等に情報を提供する。	企画課	―	0982-65-1116
			空家改修支援事業	空家等情報バンクに登録している空家を活用し、移住者向けに改修する経費を補助する。 補助率2/3（上限200万円）	企画課	―	0982-65-1116
椎葉村	住居支援	住宅建築・ 改修等補助	空き家利活用促進支援事業	U・Iターン者が空き家リフォームする際の経費に対する助成（補助率4/5、最大120万円）	地域振興課	企画グループ	0982-67-3203
			移住・定住住環境整備促進事業	移住・定住を促進するための住新築、増改築に対する助成（補助率1/2、最大100万円） （空き家改修の場合、最大120万円）	地域振興課	企画グループ	0982-67-3203
美郷町	住居支援	住宅支援	空家等情報バンク	美郷町内にある空家等の情報を収集し、登録をすることにより移住希望者に対し、空家等の情報を提供する。	政策推進室	定住促進担当	0982-62-6203
			賃貸住宅家賃補助	実質家賃負担額が４万円以上の方に一部補助。	政策推進室	定住促進担当	0982-62-6203
		住宅建築・ 改修等補助	美郷町空家対策支援事業	空家等情報バンクに登録している空家のリフォームに対し補助。 ・空家リフォーム補助事業　補助率50％（上限50万円）	政策推進室	定住促進担当	0982-62-6203
高千穂町	住居支援 ※転入者のみ	移住環境 整備	高千穂町移住・定住住宅改修事業費補助金	移住するために住居を整備する場合、補助率1/2で、25,000～200,000円の範囲で整備費を補助します。転入する場合のみで、原則、精算払いとなります。	企画観光課	地域振興係	0982-73-1207
		住宅建築・ 改修等補助	高千穂町住宅リフォーム促進事業補助金	木造住宅の修繕、補修及び増築のための工事を補助率1/5で、20,000～200,000円の範囲で補助します。受付時期が決まっているので、ご注意ください。	建設課	建築住宅係	0982-73-1210
日之影町	住居支援	空き家 バンク	空き家情報バンク	居住可能な空き家を登録し、町ホームページで公開し、マッチングを行う。	地域振興課	人口減少対策係	0982-87-3801
		住宅建築・ 改修等補助	移住者居住支援事業	移住者の住宅を確保するため、住宅の整備費用に対しその一部を補助。 １．空き家購入又は改修　補助率2/3　上限80万円 ２．住宅新築　補助率1/10　上限100万円 ３．既存住宅改修　補助率1/2　上限50万円 ※１～３は、子育て世帯に該当の場合、加算あり。 ４．空き家の家財道具処分　補助率2/3　上限15万円	地域振興課	人口減少対策係	0982-87-3801

市町村名					担当課	担当係(者)	TEL
五ヶ瀬町	住まい	住まい	空家バンク制度	町内の空き家の賃貸及び売買を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する方に対し提供する。	企画課	企画調整グループ	0982-82-1717
			空き家利活用促進支援事業補助金	町外に３年以上居住する者で空き家の改修及び不要物の撤去に要する経費を補助。 【対象経費】空き家の改修及び不要物の撤去（家財道具処分）費用で、同一申請者及び同一物件に対し1回を限度とする 【補助金額】対象経費の2分の1以内の額で限度額160万円 子ども加算、太陽光発電施設設置加算あり	企画課	企画調整グループ	0982-82-1717
			移住者向け住宅建築支援事業補助金	町内において住宅の新築または家族所有の住宅を増改築する移住者へ経費を補助。 【対象経費】住宅の新築、増改築の工事に要する費用が100万円以上 【補助金額】対象経費の2分の1以内の額で限度額100万円 子ども加算、太陽光発電施設設置加算あり	企画課	企画調整グループ	0982-82-1717
			移住・定住奨励金	町内に住宅を購入又は賃借する移住者で、当該物件に５年以上居住する意思のある者で自治会に加入した者を対象に奨励金を交付する。 【奨励金額】一律10万円	企画課	企画調整グループ	0982-82-1717
宮崎県	移住・定住施策	移住支援	移住支援金制度	3大都市圏等から宮崎県内の市町村に移住し、支援金の支給要件を満たした場合に、移住支援金を支給する制度 【支援金支給額】2人以上の家族・世帯の場合：100万円／単身者の場合：最大60万円	ひなた暮らしUIJターンセンター	宮崎本部	0985-27-3685

※その他にも支援策はあります。また、予算上限に達した場合など支援を受けられないこともあります。
細かな条件その他、詳しくは、市町村の各担当者、担当部署へ問い合わせが必要です。